

蘇州の日本租界と近代都市の形成

巖 明

1. 清末の蘇州の經濟について

蘇州は、長江の下流、太湖流域に位置する。明清以來、蘇州の水路交通の發達はめざましく、河川の交通網に沿つて多くの商業都市が出現した。清末の統計によれば、蘇州・松江・太倉の三府州には四百五十九の市・鎮があり、蘇州を中心とする都市型の商業經濟ネットワークを形成していた。明清時代を通じて、太湖流域の各市・鎮間の交易や蘇州と外国との商品交換は、蘇州を集散の要としていた。

乾隆年間の画家徐揚が描いた『姑蘇繁華圖』には、蘇州が多くの市・鎮の中で、最も重要な商品流通の中心地であつたことが鮮やかに描かれている^①。画面には江南の各市・鎮の特産品が蘇州の商業中心地に集まる様子が描かれ、「震沢綢」、「寧綢」、「湖縐」、「杭綢」、「院綢」、「松江標布」、「崇明大布」、「京口梭布」、「蕪湖梭布」等の店舗が約五十業種以上、合計二百三十軒あまりが登場している。例えば、蘇州の楓橋から閩門までは米市場が多く、「ほとんどの湖広の米は、蘇郡の楓橋に集まり、楓橋の米は上海、乍浦から福建に行く」

と言われた。

明清時期、蘇州には公所や会館（三十以上の業種）が八十あまりあり、その中で比較的規模の大きい府以上のものだけでも三十あまりの名称を確認することができる。商業市場の繁栄は人の頻繁な交流をもたらし、『陝西会馆碑記』はその様子を、「蘇州は東南第一の大都会で、商人があつまり、百貨が並ぶ。帝京よりも遠く連なり、広く交わり、海外からも人々が集まってくる」と記している⁹⁰。

蘇州は明清の間、全国でも特に大きな都市の一つであり、清朝の地方制度の上部に位置する江蘇巡撫（民政・軍政長官）・江蘇布政使（民政兼財政長官）・江蘇按察使（司法長官）などの役所は、みな蘇州に置かれた。その管轄の範囲は、蘇州・松江・常州・鎮江などの四府と太倉一州、合計二十六の県にまたがり、多数の在職官吏と官吏候補が蘇州に居住していた。このような官僚予備軍の多さは、蘇州地区の地域的な特徴の

一つとして数えることができよう。

蘇州の街を囲む城郭には八つの城門があり、東向きに齊門・豊門・相門・葑門があり、西向きに盤門・胥門・金門・閶門があるが、南北の向きには出入りする城門がない。蘇州城の城東は紡績にかかわる者が多く居住し、官営の蘇州織造局もここに置かれていた。城西は商業埠頭が集中する場所で、全国各地から集まる商人・手代・店主及び多数の娼妓・役者などが多く居住した。城南は役所や官吏の住宅、学校施設などが集中していた。明清時期の蘇州は、江南の行政の中心であり、商業と貿易、そして交通の要衝としての機能を合わせもっていた都市であり、その都市の規模と商業の繁栄は北京に次ぐものであった。

江南一帯の豊かさに関する指摘は、勿論、日本側の記録にも見られる。例えば、やや時期は異なるが二十世紀に入った時期の日本側の蘇州領事館報告にも、次のような記述が見える。

「江蘇の富天下に名あり而して長江以南一帯の地は其尤なるものなり。蓋し土地豊饒人口稠密にして農桑工芸の業亦従つて殷なり。加えるに水利四通の便を以てす商業發達固より偶然にあらざるべし。就中上海より吳淞江を遡りて蘇州に達し、更に蘇州より大運河を経て鎮江にいたる(中略)仮に、上海を以て阪神に比し、蘇州を以て京都に擬せば、無錫は夫れ名古屋か」^⑧

しかし、蘇州の伝統的な商工業活動は一八四〇年のアヘン戦争で大きな転換点を迎えることになった。すなわち、南京条約で開港場として開かれた上海の登場で、いままで蘇州に集積されてきた商工業と資本の中心が上海に移り、蘇州経済の繁栄は再び戻ることがなかったのである。特に一八四三年～一八六四年までの太平天国の乱は、従来の蘇州の伝統社会を破壊するものであり、また、蘇州の商工業を大きく弱体化させるものであった。一八九九年の統計によれば、蘇州には資本金十万元以上の企業が百軒あまり、資本金一万元

以上が約五百軒、資本金二千～三千元が六百軒あまりあった。しかし、一九〇〇年以降になると、大帳房は十件ほどに激減し、中帳房は小帳房に成り下がってしまった^⑨。

南京条約で目覚ましい発展をとげる香港や上海などに比べ、蘇州には二十世紀の初頭まで近代的な製造工業は少なく、無錫、南通、上海、寧波などの周辺都市に大きく遅れを取っていた。勿論蘇州は、依然として絹織物業と棉紡績業における優位を維持していたが、その生産規模も日ごとに衰え、結局、蘇州の発展に必要な動力を失うばかりであった。

一八九五年、清朝は日清戦争で敗れ、蘇州・杭州・重慶・沙市などの港湾の開放を迫られた。翌年、清朝と日本政府は「通商口岸日本租界専条」を調印し、「下関条約」では蘇州・杭州・重慶・沙市の各港に日本租界を設立することになった。その規定は、清朝がその他の欧米列強との間で開港した上海・天津・廈門・漢

口の開港場にも日本租界を設立することを含めていた。日本は欧米列強による中国侵略と利益分割の争いに、遅れをとりながら参入することになり、蘇州における日本租界の設置は、以上のような時代背景のもとで幕を開けたのである。

2. 蘇州日本租界の設置の顛末

下関条約調印の後、日本は珍田捨巳らを蘇州に派遣した。日本側は蘇州地域に関する土地の測量と現地調査を踏まえ、蘇州の伝統的な繁華街である胥門外の南濠街・山塘河一帯の土地を、日本側が管理することを清朝政府に要求した。しかし、設立されたばかりの蘇州洋務局は、比較的閑散とした盤門・胥門外の土地にしか同意せず、盤門外の空き地に商務公司を開設して、土地の整備や道路の修築、工場の建設に着手し、租界設置のための準備作業を開始した。それと同時に、南

洋大臣劉坤一の命を受けて、蘇州の商業関連の事務を担っていた黄遵憲は、日本側と具体的な交渉に当たり、日本側の要求する専管租界の設置に難色を示したが、日本は強硬な態度を崩さなかった。

最終的に清朝は蘇州の繁華街ではなく、盤門・胥門外の青陽地を日本の専管租界として開放することを受け入れた。一八九七年二月三日、江蘇布政使の聶緝楫と日本の駐上海総領事兼蘇州鎮江通商事務の珍田捨巳は「蘇州日本租界章程」（日本側の文書は「蘇州日本居留地取極書」という）に調印し、盤門・胥門外の土地を日本租界として三十年間貸し出し、再契約は満期の時に取り決めることにした。その具体的な内容は次のようなものであった。

「蘇州日本居留地取極書」

（以下の引用は、外務省条約局『日支間並支那に関する日本及他国間の条約』クレス出版、一九九八年による）

第一条

清国は蘇州盤門外相王廟対岸青暘地に於て、西は商務公司地界より東は水緑涇に至り北は沿河十丈官路外より南は採蓮涇河岸に至る即付属図中紅線を以て画せる地区に於て界石を立て日本居留地を設くることを承諾す。前記沿河十丈（官路四丈此内に在り）地面に関する件は、暫く懸案と為す。但し、清国は日本人民が自由に来往通行し客貨を上下し船舶を繫泊することを承諾し、並に該地面に於て一切の建物を造築するを得ざることを声明す。又将来若別国が沿河地面を其の居留地内に編入することを允す場合に於ては、日本も亦一律に弁理すべきものとす。

第二条

居留地内道路、橋梁及警察の権は日本領事の管理に属す。其の道路、橋梁は日本領事より方法を設て修造し、清国地方官と関係なかるべし。但し、付属図中に画明せる予定道路の

外、若し彼我人民の水利に関する場所に於て、道路を開設せむとするときは、必ず地方官と商議の上之を弁理すべし。

第三条

居留地内地所は、日本人民に限り租借することを得。但し、清国人にして居留地内に居住を願ふ者は、家屋を借受け自ら営業することを許す。尤も品行不正にして一定の職業なく若くは、曾て罪科を犯し本文を守らざる清国人及居留地の治安を妨害する者と認むべき日本人は、孰も居留地内に居住するを許さず。違ふ者は退去を命じ、猶違反する者は所属国の清国人民に関する訴訟事件及清国地方官の当然取扱ふべき事項は、成る可く上海租界洋涇浜会審章程に依り之を弁理すべし。清国は居留地内に会審公署を設立すべし。

第四条

居留地内地価は、一畝に付洋銀百六十弗と定

め本書調印の日より十箇年間は増額することを得ず。十箇年後は居留地内隣近地の公平価額に照らして租借し、借地人地主双方共何等の異議を唱ふるを許さず。

(中 略)

第五条 居留地家屋移転を要するものあるときは、清国地方官は之を帮助弁理す墓所は地方官に於て極力説諭を加へ、移転する様取計ふべし。尤も墓所数夥多の箇所は、踐踏を防ぐ為め地方官より墻壁を築き、之を囲護すべし。又居留地内日本人民未借の地所は清国人の失業を免れしむる為め従前の通り居住耕作することを許す。

第六条 居留地内には、火災予防の為め藁屋及板葺家屋等を建築することを許さず。違反する者は直ちに之を差止め且取壊しむべし

第七条 居留地内には火薬、爆裂薬其の他生命財産上

第八条

危害の虞ある一切の物品を収蔵するを許さず。違反する者は、各本国の法律規則に依り之を処分す。若し工事のため爆裂薬類を用ゆるの必要あるときは、前以て明細に日本領事に申出で領事より先づ税関に通知して検査を遂げ相違なければ陸揚を許可すべし。但し、陸揚後は一定の収蔵所を設け、並に成る可く速に使了すべく、擅に各所に貯蔵し又は留置欠きに涉ることを許さず。若し此等の事実あれば一般の安寧を謀るため領事より本人に命じ之を居留地外に転輸せしむべし。

日本領事は清国地方官と協議し、居留地外に於て僻静空曠にして住民に妨げなき一地を選び自ら人民より租借し日本人墓地と為すべし。其の面積は、十畝を度とす。尤も将来不足の時は、随時地方官と妥商して之を拡充することを得。

第九条 以後蘇州別国居留地に対し、若し清国より別に利益を付与する所あらば、日本居留地人民も亦一律均霑すべし（以下、省略）

日本租界の区画と管理形態が確定したのと同時に、アメリカ側も運河のほとり兎渡橋以西の地区に通商区域を開くことを要求していた。清朝政府は、日本租界の東側の空き地に蘇州通商場を開くことを容認した。面積は約四百三十三畝を占め、共同租界、または、各国租界とも呼ばれ、外国の商人に向けて開放されたが、土地所有権と管理権は清朝政府の洋務局に属するものであった。清朝は蘇州の対外開放方針を表明したが、これは日本租界の設定に対する一種の牽制でもあり、「夷をもつて夷を制す」という戦略的な思想の現れであった。

一八九七年、江蘇省の官吏と各国の駐上海領事は、共同租界の運営に関する協議を重ね『蘇州通商場訂定

租地章程』を締結した。その具体的な内容は以下の通りである。

『蘇州通商場訂定租地章程』（中国語原文からの翻訳）^⑥

一、区画：蘇州通商場はすでに盤門・穡門外の空き地と議定され、黄遵憲は日本領事荒川と立ち会い、日本租界の区画を定め、関道督（税関の長官）と洋務局委員は共同租界区画を示す絵図一幅を定めた。外国商人が土地を貸し出すときにはまず、その該当地に関する二幅の絵図を清朝の地方官に提出しなければならない。測量は四地点からおこない五十畝を一面とする方法で、編定し、外国商人が地租賃を決定するのに便宜を図る一方、混乱を避ける。

二、賃貸の契約：外国商人が土地を賃借する場合は領事官に報告し、税関の長に照会した後、洋務局委

員及び地方官に通知することとする。当該商人は公所に赴き、借用地の面積と地形の大小を報告し、間違ひがあるかどうかを検査し、書類を取り決め、手付金を納付し、税関長に調査の処理を報告する。

三、測量：税関長は該地に関する測量報告を受け取つた後、三者が立ちあい、正確に測量し、地籍図に証文を書き、外国商人が賃貸する区画に自ら境界石を立て、誠実に守ることを明らかにする。

四、契約：土地測量後、官吏は中国語と英語の契約書を作り、上・中・下の三枚を記入し、税関長に送付し、錯誤がないことを確認し、契約書に捺印する。「中」の一枚を保存し、上下の二枚を領事官に送り、捺印する。一枚を借用地者に渡し、一枚は領事館が保管し、調査に備える。該契約は三十年を期限とし、期限が満ちた後は新しく契約を取り交わすこととする。

(中 略)

七、墳墓：区画内で墳墓の最も多いところは、中国側が壁を築いて保護する。もし外国商人と借地を協議するとき、墳墓の多い場合には、地方官吏は墳墓が無残に掘り出されることがないように勤めなければならぬ。墳墓が少ないときには地方の紳士が墳墓を移葬する。もし外国商人が借用地内で基礎工事をしたり溝を掘つた時に、骸骨を見つけたときには、速やかに地方役所あるいは洋務局に通知し、埋葬の方法を講じなければならず、むやみに棄ててはならない。外国商人が基礎工事に際して泥土が必要な時は、遠方から買い取らねばならず、界内を勝手に掘って争いの発端としてはならない。

八、収款：地方役所と紳士に地価を収めた後は、領収書を保管し、税関の調査に備える。納税された税金は、官庁の建設や道路の建築等の費用に還元する。千元ごとに五十元を当地の官員および洋務局

の測量委員会の手当てとする。事務の費用は、地方官員と紳士が自ら協議して決める。

以上の二つの租界章程は、清朝と日本、そして、清朝と諸外国との間で交わされた租界の設定と運営に関する取り決めであるが、とくに後者の章程が、土地の借用と税金の徴収などの項目を詳細に分けている点と借用地のなかの墳墓をめぐって詳細な規定がある点に注目される。

但し、時間の流れと共に、日本租界という限定された区域は、日本の商工業活動を制限することになってしまったという点をも忘れてはならない。すなわち、一九二〇年代に入ると、上海に進出する日本企業の数が増し、工業用地を探す動きが、交通の便が良い蘇州にまで広がるが、その時、中国側は日本人の商工業活動が租界の範囲を超えることに強く抵抗し、新規の居住営業を認めない動きが出てきたのである。当

時の蘇州領事館の報告によれば、蘇州に進出した日本資本の電燈会社が中国側の反対のため排斥運動に会い、営業上の被害を被った、という。そこで、日本側は日本租界ではなく、交通と安全が確保できる共同租界への進出を図ることになった^⑨。

いづれにしても、日本租界の設定で、日本は蘇州の商品市場に欧米より早く進出することができ、蘇州市場に参入できる優位な地位を確保した。それ以降、近代蘇州の発展は日本から少なからぬ影響を受けることになった。多くの場合、清朝政府が日本租界の設置を認めたことに対する評価は厳しく、租界条約を結んだ清朝政府の失敗が繰り返し強調されてきた。しかし、蘇州の開港が曲がりなりにも始まったことで、蘇州は近代的な商業経済へ第一歩を踏み出すことができたことは否定できない。外国からの資本と商品の流入、国内外からの絶え間ない人口の流入によって、蘇州の近代的な都市建設は活気を取り戻し始めたのである。

3. 蘇州日本租界の経済と日本人の社会組織

蘇州日本租界に在留する日本人は租界内の行政・建設・治安の維持などさまざまな分野で自治制度を実施した。その自治を支えた規則の主なもの、日本政府の批准を得て公布した『蘇州居留民会規則』である。この規則は、租界に在留する日本人が毎年、定期的に居留民会議員を選出し、その任期を一年とすることを規定している。居留民会会長・副会長・会計委員は、みな議員の中から選出された。議会は「決議」と「執行」という重要な職権を持ち、予算を作成、審議し、税金を徴収することができ、必要な時には、事務員を招聘し任命することができた。しかし、これらの居留民会の権力は、最終的には日本の駐蘇州領事館の制約を受けるものであった。

例えば、蘇州居留民会が経営する蘇州日本尋常高等小学校（合計二十二名―高等科一名、尋常科二十一名）

は日本政府からの国庫補助を受けることで、はじめて運営することが可能であった。一九三〇年、蘇州領事代理の川南省一は、「(居留) 民会は常に歳入不足を告げ借入金で以て補填し来れるところ、在留民に対する賦課金の増徴は刻下の経済状況に鑑み到底実行困難なるが、一面、就学児童の増加は愈々教育費の膨張を来す」という理由で政府から補助金増額を求める内容を外務大臣宛に報告している。

ところで日本租界の設置は盤門外のもとと荒涼とした区域に一定の活気をもたらした。在留日本人の増加とともに租界内の道路は整備され、多くの橋梁が設置された。また、綿紡績工場の設置に伴い、商店、旅館などのサービス業も充実化した。郵便局や医院・診療所、日本語の小学校、警察署などが開設され、程なく旧城内にあった日本領事館も場所を移して、租界内に新築されることになった。新築された領事館は、ヨーロッパ式の豪壮な建築で、今に至ってもなお完全に保

存されている。



(蘇州旧日本租界領事館)

蘇州市内と日本租界の交通の連係も迅速に改善された。蘇州地方当局は、日本側の要求に答える形で、城中から青陽地に直通する道路を修築し、日本租界内の街道の両側と空き地には多くの桜が植えられた。毎年、桜の花の咲く頃、蘇州の人々が多数城内から桜を觀賞して異国情緒を満喫しにくることは、当時の蘇州の新しい風物詩となった。こうして、日本租界は蘇州の近代的な経済発展の一部分を担い、蘇州経済の近代化と密接なかかわりをもったのである。以下、蘇州における日本側の商工業活動の一端にふれたい。

蘇州が開港した一八九六年のうちに、二つの日本企業が日本租界内で開業した。一つは大東汽船会社で、主に蘇州—上海間の水上貨物運輸業務を行い、商売は大いに繁盛した。もう一つは貿易会社で、主に日本、及びヨーロッパ・アメリカの品物を売りさばいた。この二つの会社の開業は、当時の蘇州の貿易界の活性化に大きな役割を果たした。

郵便分野でも成果をあげた。開港以前の蘇州の郵便物の郵送は、官営の「宿駅」と民営の「信局」が請け負っていたが、配達速度とコストの面で大きな問題を抱えていた。十九世紀の中ごろからの通信手段の改革により、伝統的な通信組織と通信方法はすでに新しい時代の要求には適応できないことが明らかであった。郵便業務の運営に外国が参入すること自体、一国の郵便制度に対する干渉になることは言うまでもない。その点からいえば、欧米列強と日本が中国国内に独自の郵便制度を運営していた点は批判されるべきである。

しかし、日本租界内での郵便局の運営は、蘇州と国内外の連絡に革新をもたらしたらしい。蘇州の通俗小説家である包天笑は回顧録の『鈞影樓回憶録』のなかで、「蘇州に日本郵便局が設立された。私達はいつも彼らに書報の郵送を托している^⑧。文化の伝達の面でもとても便利になった」と当時の感想を記している。また、一九〇六年、遠く甘肅省で学政の任についていた

葉昌熾は、日本の駐蘇州領事白須直が蘇州から転送した日本の学者島田翰寄贈の『古文旧書考』四冊及び宋本寒山詩・永和本薩天賜逸詩合わせて一冊を、当地の郵政局から受け取り、郵便局を通して書簡一通と著作『藏書紀事詩』一部と『莫高窟唐碑』四種を送ったことを記している。当時の郵便局の機能が順調であったことを窺わせる^⑨。

最も早く租界内に開業した日本大東汽船は、蘇州—上海間の河川運行業務を経営した。一九〇〇年以降、大東汽船会社は、毎年、日本政府から五万余元の補助を得て、汽船を購入し、航路運行の回数を増やし、中国の汽船会社と激しい価格競争を繰り広げた。大東汽船会社は運賃の値下げなどで急速に成長し、汽船十艘・引き船九艘を擁して運輸業の雄と呼ばれた。一九〇七年になると、大東汽船は、長江の運行権をもつ大阪商船と日本郵船、そして、湖南汽船と合併して日清汽船会社を結成した。当時の資金総額は八百万円以上で、

日本政府からも毎年、補助金八十万円を得ていたというから、中国側の零細な汽船会社に比べれば、圧倒的な優位に立っていたのである^⑧。

大東汽船会社は上海―蘇州航路の運行と共に蘇州―鎮江にいた航路の開拓にも努めた。とくに蘇州と鎮江を結ぶ航路は、江南と江北の貨物と乗客を運ぶ交通の幹線として一九〇一年の年末から享利、福嘉などの会社が営業を継続したが、営業は持続しなかった。大東汽船会社はこの隙間を狙って蘇州―鎮江の航路開拓に乗り出した。

【表1】は一九〇四年の蘇州―鎮江航路の営業に加わった汽船会社の状況をまとめたものであるが、大東汽船会社は、吃水が浅い汽船を導入し減水の時に対応する方法を使って、航路の維持に勤める営業努力で、規模の拡大を図ったという^⑨。

いくつかの統計によれば、一八九六年の蘇州開港から一九四五年までの五十年間、蘇州に設立された外資

【表1】1904年の蘇州―鎮江航路の営業表

会社名	開業時間	汽船数	客船数	航路開設	平水において	
					出帆時間	到着時間
大東	7月23日	2	2	隔日	正午	翌日午前5時 乃至12時
載生昌	7月30日	4	4	毎日	正午	同上
利用	8月末に於て開始せしか10月9日以来鎮江直航を停止し目下常州迄往復せり					
富和	従来、鎮江を根拠として常州迄往復せしもの本年7月初旬に於て伸張して蘇州に來往せしも営業2ヶ月余りにして10月3日以来全線を廃業せり					
老公茂	上海より蘇州を経て無錫まで往復					

(出典：「蘇州鎮江間航路視察復命書」1904年、日本外交史料館所蔵『蘇州、杭州領事館報告』請求番号：6-1-6-38、より作成)

企業（代理機構を含まず）は約百十八社あった。その中で圧倒的な部分を日本が占めて九十八社に達し、その他はイギリス十一社・アメリカ五社・ドイツ二社・フランス一社・イタリヤ一社である。これら外国人資

本企業の設置状況については【表2】を参照されたい。

【表2】蘇州に於ける外国人資本の企業状況（一八九六～一九四五年）

事業	国別	企業名	経営範囲	所在地	成立年
交通	日本	大東汽船公司	内陸河川貨客運輸	盤門外日本租界	一八九六年
商業	日本	商店（店名不詳）	日本・西洋商品販売	盤門外日本租界	一八九六年
交通	日本	戴生昌汽輪公司	内陸河川貨客運輸	盤門外日本租界	一八九七年
商業	日本	商店（店名不詳）	日本・西洋商品販売	盤門外日本租界	一八九七年
工業	イタリヤ	中欧製糸有限公司	製糸	盤門外公共租界	一八九七年
商業	ドイツ	商店（店名不詳）	西洋商品販売	盤門外二馬路	一八九七年
工業	イギリス	麥茲遜繭公司	繭	盤門外日本租界	一八九九年
旅行社	日本	繁適家旅館	在住日本人旅館	盤門外日本租界	一九〇〇年
商業	日本	公司（経営業種）	中国商品売買	地点不詳	一九〇〇年

工業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	交通	商業	商店	商業	工業	旅行社	保険	商業	交通	交通
日本	アメリカ	アメリカ	イギリス	イギリス	イギリス	日本	イギリス	日本	イギリス	日本	日本	日本	日本	イギリス	日本	フランス	イギリス
西田膠皮廠	美孚洋油棧	美孚洋油堆疊	蘇州駐華英美煙公司	亜細亜洋油堆疊	亜細亜石油公司油棧	丸三藥店	勝家公司ミシン	日清汽輪公司	亜細亜石油公司	東洋堂	三盛堂大藥房	酒作	吉原繁子旅館	永年人壽保險公司	蓬萊軒餅乾	立興汽輪公司	老公貿汽輪公司
獸皮加工	石油販売	石油販売	たばこ加工販売	石油販売	石油販売	薬品販売	西洋商品販売	貨客運輸	石油販売	西洋商品販売	薬品販売	醸造	在住日本人旅館	生命保険	食品	貨客運輸	貨客運輸
盤門外日本租界	三板橋	燈草橋	閩門外四擺渡	萬人埠頭	閩門外丁家巷	盤門外大馬路	地点不詳	盤門外日本租界	盤門外大馬路	盤門外大馬路	養育巷教堂向い	盤門外日本租界	盤門外日本租界	閩門外南陽裏	盤門外大馬路	盤門外公共租界	盤門外公共租界
一九一二年	一九一〇年	一九一〇年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇九年	一九〇九年	一九〇九年	一九〇七年	一九〇七年	一九〇七年	一九〇七年	一九〇六年	一九〇五年	一九〇二年	一九〇二年	一九〇一年	一九〇〇年

商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	金融	工業	商業	商業	商業	農業
日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
大直公司蘇州支店	大正貿易公司	大丸洋行	小林洋行	小矢洋行蘇州支店	三原洋行	大白洋行	東洋貿易株式会社	正大洋行	共益貿易公司	台灣銀行蘇州支店	蘇綸工場 内外棉株式会社	福大洋行	太湖洋行蘇州支店	昭和洋行	蚕種場
輸出入貿易	輸出入貿易	総合デパート	薬品及び雜貨	不詳	瓶・箱等	肥料・綿花・雜貨等	酒類・化粧品・雜貨等	中国商品・纖維屑等	建築材料	預金・貸し付け	綿糸製造	金屬・綿布・木材等	輸出入貿易	西洋商品販売	育種
閩門外大馬路三六号	金門外南新橋東塊	市中心北局	閩門外大馬路一三四号	閩門外広濟橋	閩門外錢萬里橋	閩門外南丁家巷	景德路一一四号	平門路西山門四号	閩門外大馬路	觀前街	盤門外	閩門外橫馬路二四号	金門外大馬路	盤門外日本租界、後に広濟橋に移転	盤門外
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	日本軍蘇州占領期	一九三九年前後	一九三九年	一九三八年	一九三八年	一九三七年	一九三七年	一九三四年	一九三一年

商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	商業	金融	
日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	
通源塩公司	支店 中花蚕絲株式会社蘇州	中支性畜組合	中支那煙草合同組合	組合工業藥品部第四科 蘇州出張所(大丸洋行)	中支軍票交換用資配給 蘇州支店(大丸洋行)	中支穀肥油販売協定会 蘇州支店(大丸洋行)	中支食用油販売協定会 蘇州支店(大丸洋行)	中支鋼鉄販売協定会蘇 州支店(大丸洋行)	中支石城販売協定会蘇 州支店(大丸洋行)	中支砂糖販売協定会蘇 州支店(大丸洋行)	中支棉系布販売協定会 蘇州支店(阿部市洋行)	中華出光蘇州出張所
食塩専売	生糸専売	家畜専売兼通関	たばこ専売	リン・マッチ専売	穀物・肥料専売	食用油専売	照明器具・その他専売	石城・石鹼専売	砂糖専売	棉布専売	不詳	
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	観前街	不詳	不詳	観前街	不詳	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一九三八年 一九四五年	一九三八一 一九四五年	一九四二一 一九四五年	

(本表は蘇州市対外經濟貿易委員會編『蘇州対外經濟志』南京大學出版社、一九九一年、章開沅等主編『蘇州商會檔案叢編』華中師範大學出版社、一九九一年を参考に作成した。また、企業名は資料中の中国名をそのまま使った。)

商業	日本	謙信洋行	染料	不詳	不詳
商業	日本	久孚洋行	不詳	不詳	不詳
商業	日本	広濟藥房	藥品販売	閩門外大馬路	不詳
商業	日本	四春堂	藥品販売	閩門外大馬路	不詳
商業	アメリカ	徳士古油行	石油販売	所在地不詳	不詳
保険	イギリス	保 保險公司	保險業	所在地不詳	不詳
保険	イギリス	公平保險公司	保險業	所在地不詳	不詳
工業	イギリス	開平礦務公司	採鉱業	所在地不詳	不詳
以下は成立年度、不詳の企業。					
商業	日本	三井洋行	食米買い付け販売	不詳	同上
商業	日本	白木洋行	食米買い付け販売	不詳	同上
商業	日本	迫田洋行	食米買い付け販売	不詳	同上
商業	日本	石油販売組合	石油専売	不詳	同上

【表2】から日本企業の進出(商業貿易会社八十三社、交通運輸業十一社、工業十五社、金融保険業五社、旅行社三社)が圧倒的に多かったことがわかるが、とくに、商業貿易会社の進出が多いことは、蘇州が元々物資の集散地・交通の要点であったことと大きく関連があるだろう。このような商業の発展に比べれば、近代工業(とりわけ鉄鋼や機器製造などの重工業分野)の発展は遅れをとった。これは蘇州が位置した地理的な条件とも関わるもので、重工業のための原材料の欠乏、労働力の不足なども原因であった。日中戦争が始まってからは日本資本が蘇州の商工業市場をほぼ独占したことは周知の通りであるが、【表2】からもそのような状況を確認することができる。

さらに、【表2】の日本企業の所在地からも興味深い点を指摘することができる。すなわち、日本の企業の進出は、蘇州の商業、貿易の中心地区の変遷と密接な関連があるという点である。蘇州の開港後の十数年

間、蘇州の商業活動の主な舞台は、北京と杭州をつなぐ大運河の両岸であった。日本租界は盤門外の運河の南岸に位置し、貨物運輸の条件に恵まれていた。したがって、比較的早い時期、蘇州に進出した日本企業のほとんどは運河と繋がる地域に会社を設置していた。日本租界の経済の最初の繁栄は、南北交通運輸の便利さに助けられたものであった。

しかし、一九〇四年から上海―南京間の鉄道建設が始まり、翌年十月、上海から南翔までの区間が開通し、また一年後には蘇州を經由して無錫にいたる鉄道が開通した。当初確定していた鉄道路線は、蘇州城の南の日本租界を通るものであり、この鉄道が日本租界の商業に大きな影響を与えることになろう、ということには皆が疑わなかった。しかし、蘇州の地方行政当局は鉄道路線が金門・閶門の近く、城の北を通ることを希望した。さらに、鉄道建設を推進する母体がイギリス側の資本であったこともあり、論争の結果、城北のルー

トに鐵道を通すことが決定したのである。

結局、鐵道は蘇州の北側に建設され、一九〇六年七月十六日に開通式典が挙行された。上海―南京線が全線開通したのは一九〇八年であるが、鐵道の貨物と旅客輸送は、伝統的な運河輸送に比べて便利であるのは明らかだった。この時期を境に、蘇州の主要な貨物集散地は、街の西南から西北に移り、金門・閶門は駅に近かつたため再び繁榮した。もともと城北郊外に住んでいた人は、郊外から街に入るには、東北の角の齊門あるいは婁門を通らなければならなかつたが、鐵道が開通した後は大量の旅客・貨物が金門・閶門から街に入るように変わった。後に平門が開通して平門路が建設され、もともとあつた護龍街・三元坊とつながり、蘇州の街の南北を貫く交通幹線(現在の人民路)となつた。

鐵道の建設で、蘇州城の南の運河地区が被つた経済的な打撃は甚大なものであつたし、日本租界の経済

企業発展の地理的な有利さは急速に失われていった。そして一九一〇年頃からは日本側の投資家が蘇州の日本租界を投資の地として選ぶことはなく、代わりに金門・閶門(現在の石路地区)が交通便利な商工業の中心として脚光を浴びることになった。

4. 蘇州の教育近代化と日本留學生

蘇州の開港以来、歐米列強の進出のなかで最も早かつたのが日本租界の建設であつたこともあり、蘇州の近代化に与えた日本租界の影響は少なからぬものがあつた。蘇州に在留する外国人の中で最も多かつたのも日本人であつたし、日本企業の蘇州進出もその他の外国をはるかに陵駕する数であることは既に言及したとおりである。以下、租界の歴史とは直接には関係ないが、蘇州の教育近代化と日本留學生の影響について簡単に述べる。

まず、日本の影響として注目されるのは、蘇州の近代的な教育制度の改革であろう。江南文化の中心であった蘇州の教育の発展が蘇州開港の以前にさかのぼることは言うまでもないが、清末新政の改革の中でも注目された教育改革もまた蘇州で著しい成果をあげた。周知の通り、中国の学制改革は張之洞・張百熙・羅振玉などが日本の教育制度を参考にして作制した『癸卯学制』によるものであるが、蘇州の場合、特に日本の影響が著しかった。

その理由の一つに、蘇州の東呉大学がアメリカ系のミッション・スクールであったことをあげることができ。すなわち、清末、民国初期の高揚する反キリスト教運動のなかで、蘇州地方当局は、東呉大学に対して厳重な警戒をしていた。蘇州の教育関係当局は、専門教師を招聘するときに地元の東呉大学の教員資格保有者と卒業生の採用に消極的で、外地からの採用にむしろ積極的であった。その一方、日本から教師を招聘

することには費用を惜しまなかった。例えば、日本の文学博士藤田豊八は、一九〇五年～一九〇九年まで江蘇学務処の顧問と江蘇兩級師範学堂の総教習を受け持ち、江蘇省の教育改革の準備と運営に参加し、蘇州の教育改革に大きな役割を果たした。

中国の知識人と日本の教育界との関連は、羅振玉にも現れている。当時、江蘇兩級師範学堂を監督していた羅振玉は一九〇一年～一九〇二年まで日本の教育界を視察し、日本の教育行政や学校管理に関する法律や規則などを収集した。かれは帰国後、蘇州の教育改革運動をリードしたが、そのときに日本の教育制度が活用されたのは言うまでもない。例えば羅振玉編『初等小学章程』は一九〇〇年に日本が発表した『小学校令』とほぼ同じ内容のものであった。そして、当時の多くの教員はみな日本から帰国した留学生であった。例えば両江師範学堂で心理学と倫理学を教えた王国維、官立中等工業学堂の監督蔣宗城、蘇州中学堂教員の章慰

高、自治研究所の教務長雷奮及び教員の潘承鏞・費廷璜・楊廷棟・戴良弼などはみな日本に留学した経歴を持つている。

次に、蘇州から日本に留学したその他の留学生についても言及しておこう。中国の学生が留学に行く準備としてまず日本語を勉強する必要があるが、蘇州城内でも最も早く日本語補習学校を開いたのは、藤田という日本の僧侶であった。かれは日本語と文学を学ぶ中国人学生を募集し、日本から取り寄せた教材を使って教育に励んだという。清末、蘇州出身の留学生の特徴は、自費留學生が官費留學生よりも多いことである。資料によると、辛亥革命以前の約十年、蘇州出身の海外留學生は約二百名であったが、そのうち日本留学組が百五十八名で、留學生総数の約八〇%を占めていた。日本へ行った蘇州の留學生の多くは、法律と政治、師範教育などを専門とするものが多く、留學生総数の半数を超えていた、という。

两江總督の劉坤一は一九〇二年に朝廷に奏上した「議復新政第一折」の中で次のように述べている。

「教育方法は日本が最善であります。文字は接近しており、教育課程は短期間で終えることができ、学生の成果を望むことができます。学び易く、経費が省け、帰国までの時間も短くてすみます。欧州各国で学ぶのと比べれば、経費は三分の一を節約することができます。学業を終えて帰国するまでかかる時間も半分ですみます。」

一九〇〇年以降に、日本留学が隆盛する現象が中国全体におこる中、蘇州からも多くの若者が日本に留学したが、かれらは帰国後、近代蘇州の発展に少なからず貢献した。例えば、黃蘊深は日本で法学を学び、蘇州に戻った後、呉県の知県に任ぜられ、多くの有益な仕事をした。章慰高は弘文学院の師範科を卒業後、蘇州に戻って長元呉師範伝習所及び蘇州府中学堂で教鞭を執った。章伯寅・朱遂穎は帰国後、長元呉公立高等

小学の教師となり、西洋の教育方法を取り入れて、蘇州の教育の改善に尽力した。馬仰禹は帰国後、新聞界と製造業での活動で注目を集めた。朱梁任は留学期間に孫中山の革命思想に触れ、蘇州での「南社」の準備工作に参加、その後も南社を中心に活発な活動を展開した。汪東は同盟会に参加し、『民報』の主編をも受け持ったことがあった。柳伯英は日本で体育を学び、同盟会に参加し、帰国後は革命運動に従事した。一九一一年の辛亥革命の時、蘇州が大した混乱もなく、秩序を取り戻すことができたのは、長期にわたる社会、教育改革が与つて力を発揮したためともいえる。

そして、日本留学から帰国した学生は、社会のさまざまな部門で活躍した。例えば、魏旭東は日本から帰国後、草橋中学・東呉大学及び上海南洋公学の体育教員を勤め、後には蘇商体育会のコーチと蘇州商団の総司令となった。かれは特に現代体育（例えば、鉄棒・体操・射撃・騎馬など）を蘇州の若者に紹介し、蘇州

の近代体育の普及と発展に大きく貢献した。また、蘇州の女性解放運動も日本の影響を深く受けた。一九〇六年第二期の『東呉月報』の「日本女子の商界における位置」という文章は、日本の女子が社会の各分野で活動していることを紹介しながら、蘇州の女性の地位向上が必要であることを訴えている。

蘇州の教育近代化と日本留學生の役割については、今後、さらなる資料の収集が必要であろう。例えば、呂順長『清末浙江与日本』^⑧などの先行研究を参考にしながら、蘇州出身の留日學生が帰国後どのような活動を展開したのかを、今後明らかにしたい。

なお、以上の蘇州日本租界に関する記述は、主に『蘇州日本租界章程』（民国二十年吳県政府刊印、蘇州大学図書館所蔵）、張海林著『蘇州早期城市化研究』南京大學出版社、一九九九年、『東呉月報』（蘇州圖書館所蔵）によつた。

注

- ① 『姑蘇繁華圖』は別名を『盛世滋生図』と言ひ、清朝呉県の監生徐揚によつて乾隆二十四（一七五九）年に作られた。図は全長1,225mm、幅358mmで、当時の蘇州胥門・閶門一帯の商業街の賑やかな光景を描いている。図に登場する人物は一万人以上、船舶が四百隻余り、店内の看板が読み取れる商店は二百三十余りを数えるという。詳しくは盧群著『千年閶門』（蘇州大学出版社、二〇〇〇年）を参照。
- ② 王国平編『明清蘇州工商業碑刻集統編』（江蘇人民出版社、二〇〇〇年）。
- ③ 蘇州領事館報告「清国無錫視察復命書」明治三三年三月十一日作成（日本外交史料館所蔵『蘇州、杭州領事館報告』請求番号：六一―一六一―三八、所収）。日本の都市に例える比喩は賛否が分かれるところで、いま暫くは評しないことにする。当時、日本側が注目していた蘇州・無錫付近の商業は、生絲市場と米穀市場であった。
- ④ 「帳房」は「錢庄」とも言い、現在の銀行に相当する。個人によつて経営される場合が多い。
- ⑤ 『蘇州通商場訂定租地章程』は、民国初期に呉県政府によつて印刷され、現在は蘇州大学図書館に所蔵されている。
- ⑥ 一九二〇年代の蘇州の日本租界の記述については「蘇州本邦租界の現状並に各国共同租界に関する件」（外交史料館所蔵『在支帝国專管居留地關係雜件・蘇州之部』請求番号三一―二二―三三―二）を参考した。
- ⑦ 蘇州領事代理川南省「在外日本人学校に関する定期報告」（日本外交史料館所蔵『蘇州日本国民学校』請求番号：一一―一五―〇―二―五―一一、所収）。日本国が運営する在外学校の最大の悩みは財政の独立という問題で、政府の補助金を要請する報告は、蘇州の他、中国で経営される他の日本人学校一般に共通するものであった。
- ⑧ 包天笑著『劄影樓回憶錄』（香港三聯書店、一九七一年）。
- ⑨ 同上。
- ⑩ 『江蘇省鑑』（江蘇省政府編、民国二十四年）、蘇州大学図書館所蔵。
- ⑪ 「蘇州鎮江間航路視察復命書」一九〇四年（前掲『蘇州、杭州領事館報告』請求番号：六一―一六一―三八、所収）。
- ⑫ 呂順長『清末浙江与日本』（上海古籍出版社、二〇〇一年）。同書は、とくに、浙江省出身留日学生の帰国後の活動を追跡、調査している点で高く評価できるが、それによ

れば、多くの帰国留日学生は、浙江省の師範学校、法政学
堂、医学専門学校、学校の行政などで活躍していた、とい
う。蘇州の場合と共通する点に注目したい（同書、一一〇
〜一二二頁）。同氏には、「清末における浙江省留日学生の
帰国後の活躍」（大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史
研究の現段階』御茶の水書房、二〇〇二年）もある。

（翻訳、川島純枝）